

1 陳情の趣旨・理由

(1) 陳情の趣旨

公募型プロポーザル方式により随意契約を締結した場合、一部の例外を除き、契約金額の増額については協議に応じないことができるよう、葉山町契約規則の改正を求めらる。

(2) 理由

契約金額の多寡に関わらず、一律に葉山町契約規則第 40 条の 3 を適用して契約金額を変更することは、不正の温床となる可能性がある。

2 関連条文

葉山町契約規則（抄）

（契約金額の変更方法等）

第 40 条の 3 契約金額の変更については、町長及び契約者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、町長が定め、契約者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、町長が契約者の意見を聴いて定め、契約者に通知するものとする。ただし、町長が契約金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、契約者は、協議開始の日を定め、町長に通知することができる。

3 この規則の規定により、契約者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に町長が負担する必要な費用の額については、町長及び契約者が協議して定める。

3 他団体の規則制定状況

プロポーザル方式に限る契約変更に関する規定は、下記団体では存在しませんでした。

	契約の変更方法に関する規定	
葉山町 葉山町契約規則	あり	規則第 40 条の 3 のとおり
横須賀市 契約規則	なし	個別の契約書に記載あり
鎌倉市 鎌倉市契約規則	なし	個別の契約書に記載あり
三浦市 三浦市契約規則	あり	(契約の変更等) 第 62 条 契約締結後において天災事変、経済情勢の激変、公用または公益に関する原因、その他やむを得ない理由により、契約の内容が著しく不相当であると認められるに至ったときは、契約当事者は、契約者と協議のうえ契約を変更または解除することができる。
逗子市 逗子市財務規則	あり	(契約の変更) 第 197 条 市長は、必要と認めるときは、契約者と協議の上、品質形状又は数量の変更、契約期間の伸縮又は契約金額の増減をすることができる。
寒川町 寒川町契約規則	あり	(契約の変更等) 第 54 条 契約締結後において、天災地変、経済情勢の激変、公用若しくは公益に関する原因その他やむをえない理由により、契約の内容が著しく不相当であると認められるに至ったときは、契約当事者は契約者と協議のうえ、契約を変更又は解除することができる。
大磯町 大磯町契約規則	あり	(契約の変更、中止等) 第 48 条 町長は、必要があるときは、契約履行の全部又は一部の中止、設計変更若しくは仕様の変更及び履行期間の伸縮（以下「設計変更等」という。）をすることができる。 2 町長は、前項の規定により契約金額を変更する必要がある場合は、内訳書の単価によりこれを算出し、これによることができないときは、契約者と協議のうえこれを定めるものとする。 3 第 1 項の規定により契約者が損害を受けたときは、契約者と協議して賠償額を決定する。
二宮町 二宮町契約規則	なし	個別の契約書に記載あり

※ 各市町の条文については、原文のとおり転記しています。